

年少労働一般資料第 18 集

年 少 労 働 の 現 状

昭 和 36 年 8 月

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

昭和35年度は、前年度にひきつづき経済界は好況をつづけ、労働経済の面でも大巾な雇用の増大と賃金の上昇を示した。ことに若年労働力と技術者の不足、それに伴う新規学校卒業者の初任給の上昇は特に中小企業において顕著なものがあつた。こうした背景のもとに年少労働問題についても、その労働条件の向上、福祉の増進等の面で多くの努力が払われ、漸次効果をあげてきたが、心身とも未成熟な年少労働者の保護育成のためには更に^度一層の配慮が必要とされている。

以下、これら年少労働の現状とすう勢を労働省および関係諸官庁の各種資料に基づいて概説する。おおかたのご参考になれば幸である。

昭和 35 年 8 月

6

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

1. 年少労働者数	1
(1) 就業している年少者.....	1
(2) 雇用されて働く年少者.....	3
2. 中学校卒業者の就業・就職状況	7
(1) 就業と進学.....	7
(2) 雇用状況.....	10
(3) 県外就職と集団求人.....	15
3. 離 職	19
4. 労働条件	23
(1) 労働時間と休日.....	23
(2) 賃 金.....	25
5. 年少労働者の保護と産業災害	29
(1) 労働基準法に基づく監督業務.....	29
(2) 産業災害.....	31
6. 教育と訓練	33
(1) 勤労青少年教育の現状.....	33
(2) 職業訓練.....	36
7. 年少労働者の福祉	40
(1) 福祉施設.....	40
(2) 年少労働者福祉員の活動状況.....	42

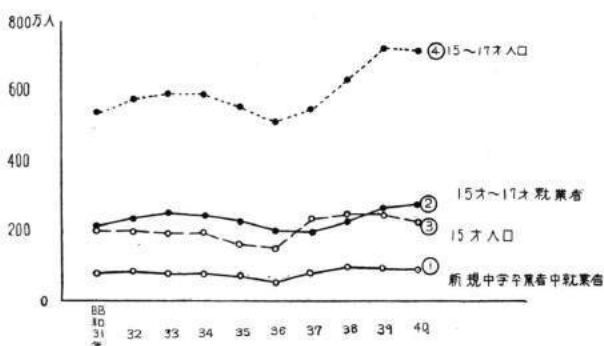
(3) 長欠就労者対策.....	44
8. 少 年 非 行	46

1. 年少労働者数

年少労働の現状を解説するにあたり、まず、15才から18才未満で働いている年少者が、現在どのくらいあるか、就業している者と、そのうち他人に雇用されている者とに分けて記述する。

(1) 就業している年少者

年少就業者は 225 万人に減少 家業に従事している年少者や、他人の家、事業場等に雇用されている者、あるいは極めて少数ではあるが自営業主である年少者¹⁾等を経括すると、15～18才未満の就業者は、昭和35



第 1 図 15～17才人口の就業状況推移と予測

- 注 1) ①新規中卒就業者、②15～17才就業者は各年 6 月 1 日現在
 2) ③15才人口、④15才～17才人口は10月 1 日現在
 3) 36年以降の中卒就業者数は、35年の就業率(38.6%)を持続した場合を示す。

資料出所 ①文部省「学校基本調査報告書、31年度～35年度」 ②「学校基本調査報告書」より算定 ③④総理府、「全国年令別人口の推移」、昭和35年」厚生省人口問題研究所調

- 注 1) 総理府「労働力調査報告(35年 6 月分)」によると、15～18才の自営業主は約 5 万人で当該労働力人口の 1 %程度に相当している。

年6月現在で、約225万人（当該年令人口の約40%）を数えるものと推計される²⁾。これは、年少就業人口が減少しはじめた前年よりも、更に18万人ほど少なくなっている。この傾向は、今後も37年までは続く。従つて、年少就業者の数が比較的多かつた33年（244万人）ごろの状態にもどるのは、39年以降になろう（第1図）。

5割は第2次産業に就業 年少者の就業状況を産業別にみると、第1次産業部門（農林・漁業）の就業者は、年々減少していく一方で、35年には38万人（17%）を数えるにすぎない。これに対して、第2次産業部門（鉱業・建設・製造業）に働く年少者は、次第に増加しており、就業年少者中に占めるこの部門の割合は、54%に達し、その数は122万人を数え

第1表 産業部門別15～17才就業者（35年6月）

産 業 部 門	実 数	構 成 比	対前年比較
計	2,245 千人	100.0 %	— %
第 1 次 産 業	383	17.1	△ 2.6
第 2 次 産 業	1,217	54.2	2.9
第 3 次 産 業	645	28.7	△ 0.3

注 △ 印は減少を示す。

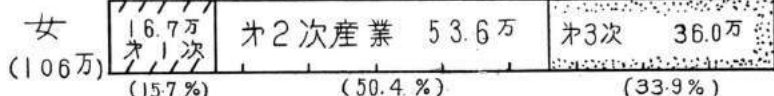
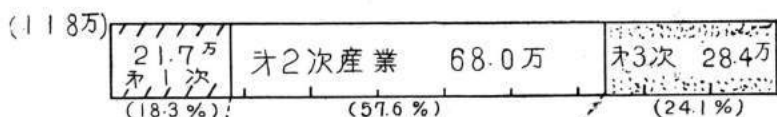
資料出所 文部省「文部統計速報 No. 90, 93」より推計

る。第3次産業部門（卸・小売、金融、運輸通信、サービス業等）でも、年々、僅かながら増加の方向をたどつていたが、35年には、伸び悩みの状態となり、第2次産業就業者の約半分65万人（29%）になつた（第1表参照）。

男子118万 女子106万 次に、就業年少者の男女比についてみると、男子53%（118万人）に対し、女子はこれより少なく47%（106万）となつている。また、産業部門別の就業状況は（第2図）、男子では第2次産業

注 2) 文部省、文部統計速報 No. 90, 93より算定

男



第2図 男女別産業別就業状況

(「学校基本調査報告書」より推計)

部門の就業者が、他の2部門のそれを著しくりようが(凌駕)している。女子では、第2次産業部門の就業者が最も多く、半数を占めてはいるが、男子に比べると、第3次のサービス関係の産業への進出が相当高く目立つ。

なお、各産業部門とも、更に詳しい産業ごとの就業状況については、次章の「就業と進学」の項を参照されたい。

(2) 雇用されて働く年少者

適用事業場に働く年少者は125万人 昭和36年1月1日現在、労働基準法の適用を受ける事業場は全国で154万を³⁾数える。なお、これら事業場の規模別構成は次のとおりである。

大規模事業場(従業員 100人以上) 2万1千 (1.3%)

中規模事業場(" 10人~99人) 31万3千 (20.3%)

小規模事業場(" 9人以下) 120万8千 (78.4%)

ここに雇われて働く労働者は1,860万人を数えるが、このうち、18才未満の年少労働者は125万5千人(全労働者の6.8%)と、前年よりも12万人強の増加を示している。なお、年少労働者数は、昭和32年以来、毎年10万人前後ずつ増加している。

注 3) 労働省「労働基準法適用事業場数および労働者数(36年1月1日)」

これら年少労働者の産業別就労状況をみると、ほぼ70%近くが工業に、残り20%は商業に就労している。従つて、このほかの各産業分野に働く年少者の数はいずれも僅少である。全労働者に対する割合をみても、工

第2表 業種別労働基準法適用事業場年少労働者数
(36年1月1日現在)

区 分	a 全労働者数	b 右のうち18才未満の者		b a
		実 数	構 成 比	
計	千人 18,593	千人 1,255	% 100.0	% 6.8
農 林・水 産 業 (6.7)	521	9	0.7	1.7
鉱 業 (2)	500	3	0.2	0.6
土 建 業 (3)	1,860	24	1.9	1.3
工 業(製造業) (1)	8,428	875	69.6	10.4
商 業 (8)	2,464	241	19.2	9.8
交 通、運 輸 業 (4,5)	1,487	27	2.2	1.8
各種サービス業 (9~16)	2,714	66	5.3	2.4
そ の 他 (17)	619	11	0.9	1.8

注 () 内の数字は法第8条の各該当号番を示す。

資料出所 労働省「労働基準法適用事業場数及び労働者数」

業、商業の場合は、10%前後は年少労働者で占められているのに対し、その他の産業ではいずれも1~2%程度を数えるにすぎない。詳細は第2表に示すとおりである。なお、同表に示される年少労働者の産業別構成状況は、前年と殆んど変らない。

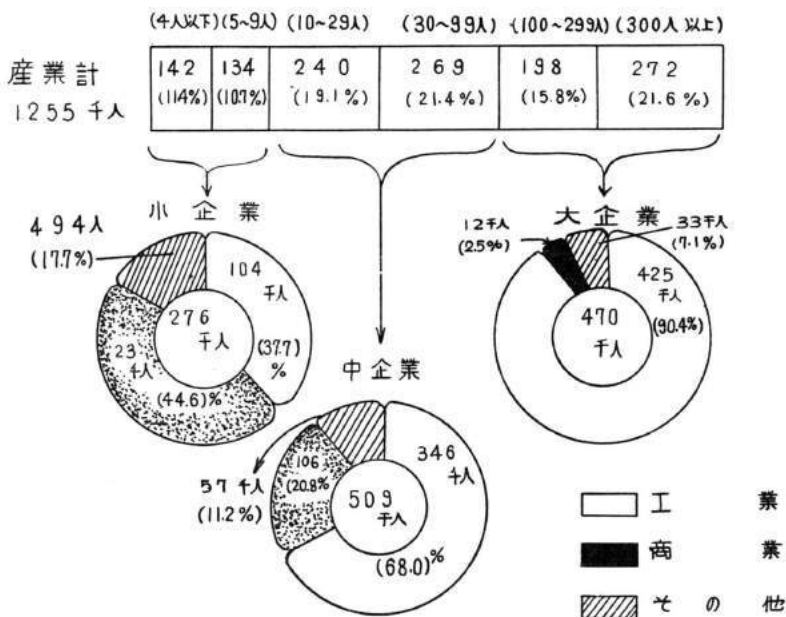
年少労働者の大部分が就労している工業部門について、更に詳しくみると、次にあげる5産業に、工業部門の年少労働者の80%以上が含まれている。

		全年少労働者に対する割合
機械機具工業	253千人	(20.2%)
紡 織 業	214	(17.0)
金 属 工 業	93	(7.4)

食料品工業	62	(4.9)
化学工業	59	(4.7)
衣服及び身の廻り品製造業	46	(3.7)

60%は中小企業の労働者 次に、事業場規模別の就業状況をみると、従業員100人未満の中小企業に働く年少者が、全体の63% (78万5千人) をめ占めている。この比率は、34年には66%, 35年には65%とわずかながら漸減の傾向を示している。しかし、適用事業場に働く年少者は、全体として年々増加しているため、中小企業に働く年少者の数も、実数の上では、前年よりも約10%の増加となつている。

従業員



第3図 事業場規模別年少労働者
(労働省「労働基準適用事業場数及び労働者数」より)

これに対し、従業員100人以上の大企業には、37%（46万人）の年少労働者が働いているが、その殆んどは、工業部門の年少者で占められている。中企業（従業員10～99人）でも、工業部門の者が大半を占めているが、小企業（従業員10人未満）になると、商業に働く年少者の割合が高くなってくる（第3図参照）。

ちなみに、年少労働者の事業場規模別構成状況は、全労働者のそれと殆んど変わらない。

2. 中学校卒業者の就業就職状況

(1) 就 業 と 進 学

就業者対進学者 7 : 10 最近、中学校を卒業してそのまま職業に就く者は、年々減少する傾向にあつて、逆に、上級学校に進学して、更に高等教育をうけようとする者が増えている(第3表参照)。昭和35年3月に学窓を巣出つた中学卒業生は177万人で、数のうえでは、前年

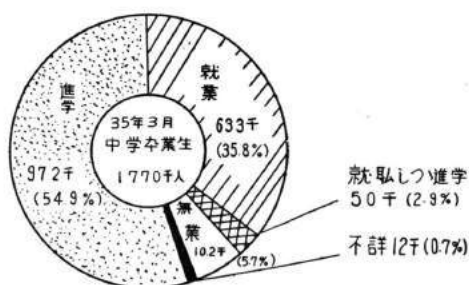
第3表 中学校卒業後の状況(推移)

卒 業 年 次	計	進 学 者	就 業 者	そ の 他
	%	%	%	%
昭和 31 年 3 月	100	47.9	42.6	9.5
32 年 3 月	100	48.1	43.3	8.6
33 年 3 月	100	50.6	40.9	8.5
34 年 3 月	100	52.4	39.8	7.8
35 年 3 月	100	54.9	38.7	6.4

- 注 1) 就業者中に就職しつつ進学した者を含む。
 2) その他は、無業者、死亡者、不詳の者を含む。
 3) 各年とも6月1日現在。

資料出所 文部省「文部統計速報 No. 93」

よりも20万人余り少なくなつてゐるが、このうち、高等学校に97万人が進学し、進学率55%と、前年の進学率を更に2.5%ほど上回つた。このため就業する者の比率は相対的に低くなつて、同年6月1日現在で就業したことのみ明らかになつた者は68万人(卒業者の39%に相当)と、前年に比べ10万人余りの減少である。従つて、就業者と進学者の比率は進学者10人に対して就業者7人という割合になつてゐる(第4図参照)。



第4図 中学校卒業後の動向 (文部統計速報)

なお、参考までに男女別の就業と進学状況をみると、

男子卒業生	897千人	
うち 進学者	499千人	(55.6%)
就業者	357千人	(39.7%)
女子卒業生	873千人	
うち 進学者	473千人	(54.2%)
就業者	327千人	(37.5%)

となつている。このほか、男女あわせて10万人 (5.7%) ほど、進学も就業もしていない者がある。

60%を超えた第2次産業就業者 ところで、これら就業した68万人の中学卒業生は、どのような産業に就業しているか。これについて、第4表をみると、まず目につくことは、第2次産業部門への就業が著しく多く、62%に達しているのに、第1次産業部門に就業した者は、わずかに14%足らずになつてゐることである。総理府の労働力調査から同じ時期のわが国の15才以上の全就業者についてみると、第1次産業37%、第2次産業

第4表 産業部門別就業状況（30年35年比較）

区 分	新 規 中 学 校 卒 業 者			15 才 以 上 就 業 者		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和35年6月	13.8%	61.6%	24.7%	37.3%	26.1%	36.6%
昭和30年6月	31.8	39.5	28.7	46.7	21.0	32.2
差	△ 18.0	22.1	△ 4.0	△ 9.4	5.1	4.4

注 △印は減少を示す。

資料出所 文部省「文部統計速報 No.93」総理府「労働力調査報告 30年、35年」

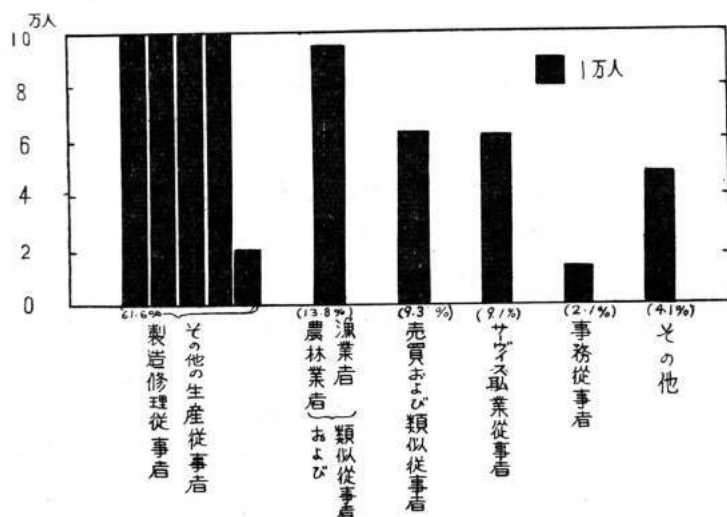
26%と、むしろ、農林漁業の就業者の方が多くなっているのに照しても、中学校卒業者の第2次産業部門への進出は著しい。

現在、我が国の産業構造が着々と近代化の方向をとり、労働力人口は、年々第1次産業から、第2次、第3次産業へと移行しているが、この動きを大きくすすめているのは、毎年学校を卒業して、新しく産業界にはいつていく、これら新卒者なのである。ちなみに、産業別の就業状況を、5年前の昭和30年と比較してみよう（第4表）。第1次産業就業者についてみると、15才以上の就業者全体では、47%から37%と、10%弱の減少であるのに、中学卒業者では、32%から14%と、5年間の間に18%も減少し、減少の速度はほぼ2倍に近い。これら、第1次産業から流出した労働力は、15才以上の就業者全体についてみると、第2次、第3次産業に分散して移行しているため、両産業部門の増加分はそれぞれ5%、4%程度にとどまっている。これに対し、新規中学校卒業生の場合は、第3次産業でも昭和30年当時より4%ほど減少し、もつばら第2次産業への進出を重ねて、35年には第2次産業の就業者は62%に達し、5年前より22%も多くなっている。

60%は製造修理その他の生産従事者 次に、職業別¹⁾の就業状況をみると、同じく35年6月1日現在で、中卒就業者の60%強に相当する42万

注 1) 日本標準職業分類（行政管理庁）による。

人が、製造修理、その他の生産従事者となつている。このほか、農林漁業等の従事者約10万人（14%）、売買および類似従事者とサービス業の従事者それぞれ6万人（9%）となつているが、事務に従事したものはきわめて少なく、1万4千人（2%）となつている（第5図参照）。



第5図 昭和35年3月卒中学校卒業者の職業別就業状況
 (「文部統計速報 No.93」より)

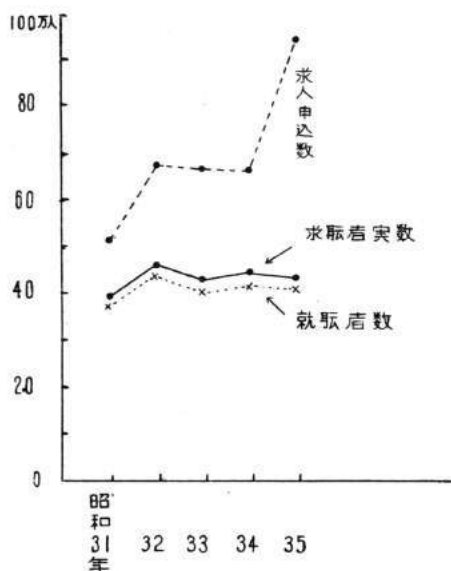
(2) 雇 用 状 況

就職率99.8パーセント 以上、家業や自営業に従事者した者も含めた就業者全体についてみたが、次に、これら就業者のうち他人に雇用された者の状況を労働省職業安定局の資料²⁾に基づいて述べる。

35年3月の中学卒業者は、売手市場と言われるとおり、求職者43万5千人に対して、求人申込数は約2倍の94万9千人にのぼり、新卒者は引っぱり

注 2) 労働省、職業安定業務月報（特集号）（昭和35年）

だこであつた。このうち、就職した者は41万1千人で、このほか、職業訓練所に入所した2万人を加えると、35年6月末日現在で、就職率は99.8%と、前年(99.7%)をわずかながら上回つて戦後の最高を示した。これに反し、求人の充足状況は、申込まれた求人の43.4%しか充足されず、最も充足率の低かつた昭和33年(59.2%)よりも更に下回つた(第6図、第5表参照)。なお、以上の数字はいずれも公共職業安定所および職業安定法第25条の3の規定により公共職業安定所の業務を一部分担する学校において



第6図 中学校卒業者の労働市場
(労働省職業安定局調)

て取り扱つたものである。従つて、中卒就業者の中には、このほか家業に就いたもの、縁故で就職したもの等あわせて25万人(40%)が含まれているが、詳細は明らかでない。

80%は製造業に就職

次に産業別の求人、就職状況についてみると、求人は全体で前年よりも42%増となつている。

第5表 中学校卒業者の産業別求人就職状況
(昭和35年6月末日)

区 分	求 人			就 職			充足率 (採用)
	求人数	構成比	対前年度 増減	求人数	構成比	対前年度 増減	
計	千人 949	% 100.0	% 42.0	千人 411	% 100.0	Δ 2.5 %	43.4 %
製 造 業	733	77.2	62.2	330	80.1	9.9	45.0
卸 小 売 業	123	12.9	Δ 3.1	41	9.9	Δ 37.5	33.0
サービス業	58	6.2	Δ 1.3	24	5.8	Δ 34.2	41.1
建 設 業	19	2.0	17.0	8	1.8	Δ 24.1	39.6
運輸、通信業	11	1.2	17.4	7	1.7	Δ 0.2	62.3
そ の 他	4	0.5	Δ 10.8	3	0.7	Δ 27.1	61.6

注 Δ印は減少を示す。

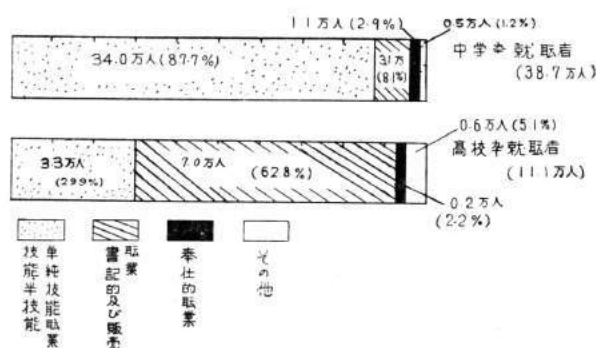
資料出所 労働省「職業安定業務月報 昭和35年」

ただし、これは製造業(62%増)、建設業(17%増)等の第2次産業部門での増加によるもので、卸・小売業(3%減)、サービス業(1%減)等第3次産業部門ではむしろ減少しているものもある。また、求人数についてみると、製造業の73万人が最も多く、全求人の77%を占め、次いで、卸・小売業(12万人、13%)、サービス業(6万人、6%)の順となっているが、以上3産業で、全求人の96%を占め、それ以外の産業からの求人はきわめて少ない。従つて、就職の面でも、中卒就職者の80%に相当する33万人(前年より10%増)は、製造業に就職している。これに反し、その他の産業では、前年より20~30%程度就職者が減少し、卸・小売業に4万人サービス業に2万人、以下更に少ない(第5表参照)。

このように、中学卒業者の求人・求職のそれぞれ80%前後を占めている製造業について、もう少し詳しくみると、前年に比べ求人の増加傾向の著しいものの順に次のようになつている(求人5万人以上の産業)。

(業 種)	(求人数)	(対前年増加率)
電気機械・器具製造業	86千人	115.3%
窯業・土石製品製造業	30	88.0
繊維工業	198	80.8
金属製品製造業	68	74.2
機械(除電気機械)武器製造業	53	69.1
食料品製造業	45	14.5

技能、半技能、単次に、職業別³⁾の就職状況をみると、公共職業安定所を通して就職した中卒者の88%までが、技能・半技能・単純技能職業につき、その他書記的及び販売的職業(8%)、奉仕的職業(3%)の分野にもわずかながら就職している。技能・半技能・単純技能職業には毎年大半の者が就職しているが(34年65%, 33年79%), 35年はとくに製造業に就職した者の多かつた関係から、ことにこの傾向が著しく、このしわ寄せを受けて書記的及び販売的職業(主に店員関係)や奉仕的職業の就職者の割合は減少している。



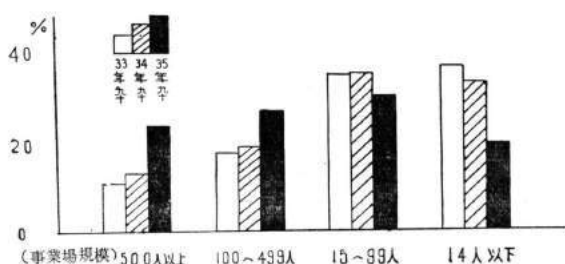
第7図 学校卒業者の職業別就職状況

(昭和35年3月卒、公共職業安定所取扱分) (職業安定業務月報より)

注 3) 職業安定行政に共通して使用する職業分類による。

ちなみに、高等学校卒業者の職業別就職状況を比較すると（第7図参照）、技能・半技能・単純技能職業への就職は非常に少なくなり（30%）、逆に書記的及び販売職業への進出が目立ってくる（63%）。また、自由専門的及び管理的職業（図中「その他」に含まれる）につく者の割合は、高卒の場合5%程度みられるが、中卒では、わずか1%で、高卒に比べ、中卒者の就職の片寄った特徴がみられる。

**年々減少する中
小企業の就職者** 中学校卒業者の就職状況を事業場の規模についてみると、従業員数100人未満の事業場に就職した者は、全体の50%、このほか100人～500人未満の事業場に27%、500人以上のも



第8図 中学卒業者の事業場規模別就職状況の推移
（職業安定業務月報—昭和33～35年）

の24%となつている。最近、中卒就職者は、中小企業をさけ、規模の大きい事業場に就職する傾向が強くなつているが、これを数字でみると、従業員100人未満の事業場に就職した者の割合は、33年72%、34年68%、35年50%と年々減少している。特にこの傾向は、規模が小さくなるほど著しくなつている（第8図参照）。

また、従来中学卒業者は、高校卒業者に比べ、中小企業に就職する者の割合が相当高かつたが、35年3月の卒業者については、従業員100人未満

の事業場への就職状況でみると、高卒、中卒の間にまったく差異がみられなくなっている。ただし、いまだ少し詳しく、従業員15人未満の事業場の就職者をみると、やはり、中卒の方が大きい割合を占めている（第9図参照）。 **事業場規模**

(500人以上) (100~489人) (15~99人) (14人以下)

97千人 (23.6%)	109千人 (26.6%)	125千人 (30.3%)	80千人 (19.5%)	中学卒 411千人
64千人 (22.9%)	80千人 (28.9%)	96千人 (34.4%)	38千人 (13.7%)	
				高校卒 278千人

第9図 中学、高校卒の事業場規模別就職状況

(職業安定業務月報 昭和35年)

なお、男女別にみると、男子では、従業員100人以上の事業場に就職したものは35%、それ以下の小企業に65%と、規模の小さい事業場に就職する者の割合が高くなっているが、女子の場合は、逆に100人以上の事業場に60%、それ以下の事業場に36%となつている。これは、女子の場合、比較的大企業の多い繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に就職するものの割合（女子就職者の40%）が男子に比べ相当高いことによるものである。

(3) 県外就職と集団求人

県外就職者 次に中卒就職者の県外就職状況をみると、35年6月末日現

15万人 在で15万人が、故郷を離れ他府県へ出て雇用された。これは、公共職業安定所及び学校で取り扱った就職者（41.1万人）の37%に相当する。また、前年の県外就職者よりも、11%増となつている。

これら県外就職者の70%は、東京（29%）、愛知（23%）、大阪（19%）

の三大都府県に吸収されているが、これら県外就職者を供給している地方は、広く全国にわたり、東北6県、福島、茨城、千葉、新潟、長野、奈良、鳥取、島根、山口の各県、および香川を除く四国3県、福岡を除く九州6県等いずれも、県内で就職する者よりも、他府県へ出て雇用される者の方が多くなっている。しかも、これら諸県の中でも、鹿児島および宮崎で

第6表 中学校卒業者の県外就職状況
(5,000人以上の需要または供給のあつた都府県)

需 要 県 供 給 県	他県へ出て 就職した者	東 京	神奈川	岐 阜	愛 知	大 阪	兵 庫	その他の 府 県
他県からの 就職	150,500 (100)	43,000 (28.6)	5,100 (3.4)	6,200 (4.1)	34,500 (22.9)	28,200 (18.7)	6,200 (4.1)	27,300 (18.3)
福 島	8,100	5,000	1,000	100	300	—	—	1,700
茨 城	5,100	4,400	200	—	—	—	—	500
千 葉	5,400	5,200	100	—	100	—	—	—
新 潟	7,100	2,600	400	300	1,400	100	—	2,300
長 野	6,000	1,500	200	400	2,600	—	—	1,300
長 崎	6,500	100	—	500	4,300	500	400	700
熊 本	7,000	100	—	1,700	2,600	1,400	500	700
宮 崎	7,000	300	—	800	2,200	2,200	300	1,200
鹿 児 島	11,700	300	—	900	4,800	3,200	500	2,000
その他の府県	86,600	23,500	3,200	1,500	16,200	20,800	4,500	16,900

注 1) 実数は10位以下4捨5入

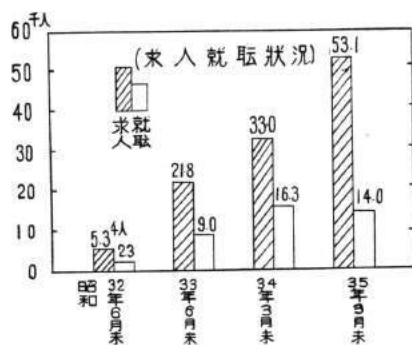
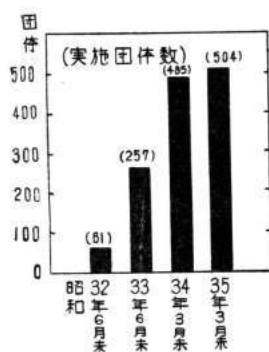
2) () 内は百分率

資料出所 労働省、「職業安定業務月報、特集号(昭和35年)」

は、中卒就職者の90%までを愛知、大阪、岐阜等の府県に送り出している(第6表参照)。

集団求人に対する就職者の減少 中小企業の求人難を解決する一策として、新規学校卒業者に対する集団求人⁴⁾が、昭和29年に初めて実施さ

れて以来、毎年 集団求人 申込をする 団体も求人数も 増加している(第10図参照)。35年3月の中学・高等学校卒業者に対する集団求人の実施状況



第10図 集団求人実施状況の推移

(労働者「集団求人の実態」より)

をみると、求人申込をしたもの504団体（このうち業種団体377，地域団体127），求人総数は5万3千人強と、前年（3万3千人）を60%以上も上回った。しかし、これに対する就職状況は、求人の伸びとは逆に、就職者1万4千人、従つて求人充足率はわずか26%と、前年（充足率49%）を著しく下まわり、曲り角に來た観を呈した。

なお、集団求人は、38都道府県で実施されたが、このうち、特に集団求人の盛んなのは、東京、大阪、愛知、静岡等で（第7表参照）、その他の各府県では、実施団体数6～7件以内、求人数100～300人、就職者100人前後となつている。

注 4) 集団求人とは職業別または地域別の中小企業団体その他の組織に加入し、または加入しようとする事業主が、賃金、労働時間、その他の労働条件、労働環境、福利厚生施設を相互に協定することによつて改善向上を図つたうえ、その組織（集団求人団体）による労働条件の保障のもとに、公共職業安定所に求人の申込を行なう方式をいう。

第7表 集 団 求 人 実 施 状 況
(昭和35年3月中卒、高卒計)

区 分		求人団体数	求 人 数 (A)	就 職 数 (B)	充 足 率 (B/A) %
総 計		504	53,147	13,992	26
主 要 都 府 県	東 京	127	13,214	2,933	22
	愛 知	70	7,854	2,378	30
	大 阪	57	7,363	1,534	21
	静 岡	11	7,078	1,992	28
	兵 庫	17	2,670	499	19
	岐 阜	13	2,293	795	35

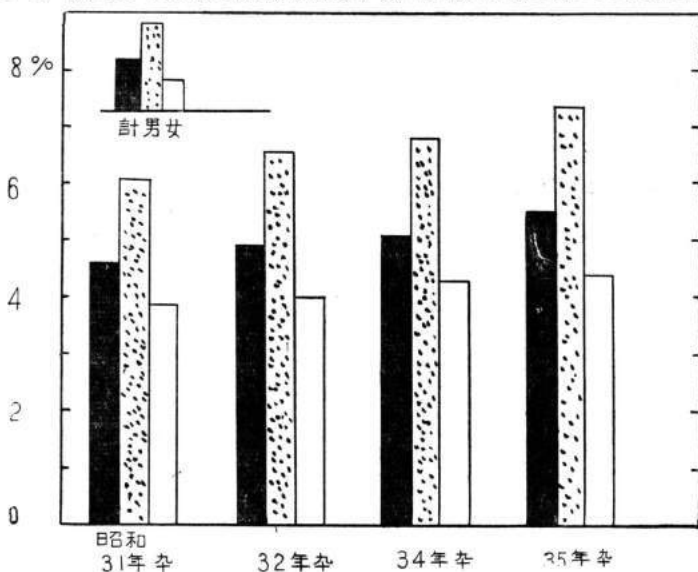
注 求人・就職数の多い都府県の順に選出した。

資料出所 労働省職業安定局

3. 離 職

年少者が就職した後、その職業や職場によく適応できなかつたり、あるいは事業場の都合のため、技能の習得もなかばで離職していくというケースが少なくない。年少者の早期の離職は、時には本人の職業適性に合致した新しい職業や、よりよい労働条件のもとでの就労を可能にすることもあるが、一方では、新しい職場に満足できず、転々と職場から職場へと渡りあるくことにもなり、技能習得の機会を失なつていく真れが多分にある。

そこで、最近の年少者の離職状況を、労働省が行なつた二つの抽出調査¹⁾



第11図 中卒者の入職後3ヶ月間の離職率（推移）

注 35年卒については4ヶ月間の調査結果を示す。

（新規学校卒業者の就職後の補導結果に関する調査結果より）

注 1) 職業安定局「新規学校卒業者の就職後の補導等に関する調査結果」

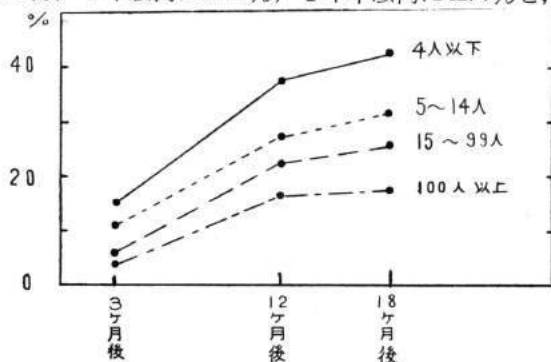
（昭和35年10月）

労働統計調査部「失業者帰趨調査結果報告」（昭和34年度）

に基づいて記述する。

早期離職率は 漸増している 昭和35年3月に中学校を卒業して就職した者約2万2千名(うち従業員100人以上の事業場に就職したものは70%弱)について調べたところ、同年7月までのわずか4か月間に、1200人(5.5%)の者がすでに職場を離れていたことが明らかになった。こうした年少者の早期離職傾向は、31年当時(4.6%)に比べると、年々わずかながら増加の傾向にあることはいなめない(第11図参照)。またこれら年少離職者の離職理由については、詳細な資料はないがその半数以上が本人の任意退職であつて、事業場の都合で解雇される者は、成人一般の場合より低率になつているものとみることができる。²⁾

小企業1年間の離職率30~40% 年少者の離職傾向は、事業場の規模が小さくなるほど高率になり(第12図参照)、従業員100人以上の事業場に就職した者の場合は、3カ月以内の離職者4.1%、1年以内16.6%、1年半以内18.4%となつているのに対し、従業員4人以下の小企業では、3カ月以内に14.5%、1年以内に38.3%、1年半以内に42.7%と、約半数の者



第12図 昭和34年3月中卒者の就職後18ヶ月間における離職状況

(新規学校卒業者の就職後の補導等に関する調査結果より)

注 2) 失業者帰すう調査(昭和34年度)によると、離職事由は、会社の都合による解雇は年令計47.4%、19才以下38.9%、任意退職は年令計46.2%、19才以下54.0%となつている。

が職場を離れている。

このように、中小企業における著しい離職の結果生ずる欠員の補充は、非常に困難で、従業員4人以下の事業場では、退職者の20%程度しか補充のできない状態である。企業規模が大きくなれば、欠員の補充も比較的可能ではあるが、それでも従業員100人以上の場合で補充率は製造業69%、その他の産業57%となっており、補充不能のケースが相当数みられる（第8表参照）。

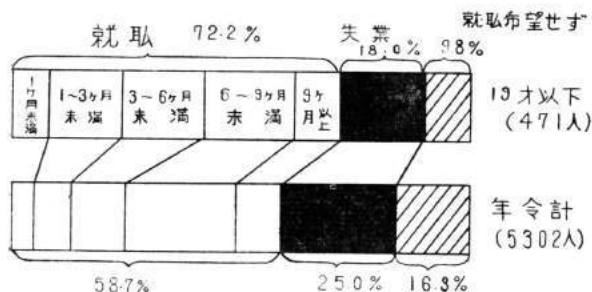
第8表 34年学卒離職者による欠員の補充状況（34年9月調）

区 分	事業場規模計			事業場規模別補充率				
	離職者数	補充人員	補充率	4人以下	5～14人	15～49人	50～99人	100人以上
製 造 業	1,753	1,067	60.8%	22.2	35.4	37.6	52.1	68.6
そ の 他 の 産 業	470	211	45.0	24.2	32.9	41.2	50.0	56.6

注 1) 補充率=補充人員÷離職者数×100 2) 高卒、中卒者計

資料出所 労働省「新規学校卒業者の就職後の補導等に関する調査結果」

再就職で46% 一方、離職者の動向については（失業保険受給資格決定者が賃金低下を受けた者のみ）、19才以下の者の場合、成人一般に比べると、再就職しやすく（第13図参照）、40%強の者は離職後6カ月に



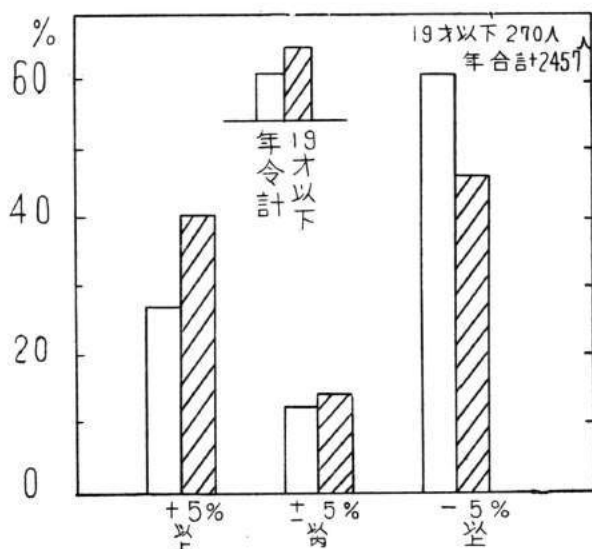
第13図 失業保険受給資格決定後の就職状況

昭和33年9月中に受給資格決定を受けたものについて、34年7月に抽出調査を実施したもの（抽出率約1/12）

（失業者帰すう調査結果報告より）

以内に新しい仕事を得ており、10ヶ月も経てば、70%以上の者は再就職してしまう。しかし、この間に一方では仕事を求めながら、まだ適職を得られない者が18%ほどあることも見のがすことはできない。

また、再就職した場合の労働条件については、賃金の面で、前職と殆んど変らなかつた者（±5%以内）14%，前より高くなつた者、40%，低くなつた者46と、前職よりも不利になつた者が多い。しかも、これら賃金の低下した者の半数以上は前の賃金の20%以上も低下しているのである。それでも、こうした賃金の低下は、19才未満の者の方が少なく、高年令になるほど前職よりも不利な条件で再就職する者の割合は大きくなつてくる（第14図参照）。



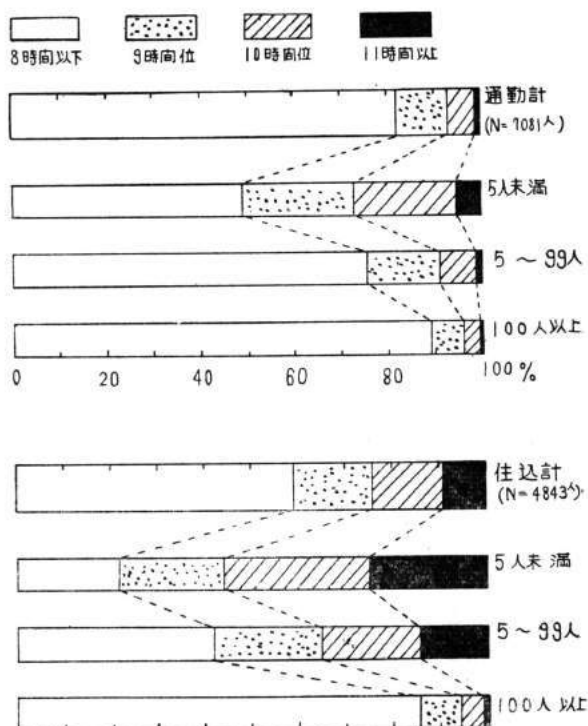
第14図 再就職者の前職賃金との変動状況

（失業者帰すう調査結果報告より）

4. 労働条件

(1) 労働時間と休日

年少労働者の労働時間については、昭和35年3月に中学校を卒業して就職した者について、労働省職業安定局が同年4月から4ヶ月にわたって調査した結果によると（集計対象約1万2千人）、通常の就業時間8時間以下の者は73%ほどで、9時間～10時間の者（23%）、毎日11時間以上就業



第15図 通勤、住込別年少者の就業時間

(労働省職業安定局調より)

しているもの（４％）もある。しかも、就業時間は、事業場の規模により、非常に差があり、ことに従業員５人未満の事業場では、半数以上が、８時間を超えて就業している。また、住み込みの場合は、就業時間が長びくのが普通で、小規模な事業場の場合は、かえつて、就業８時間以内のケースの方がめずらしい（第15図参照）。従つて、自分の自由になる時間もきわめて少なく、調査された年少者の４分の１は、１日１～２時間程度しか自由にならないと答えている。ことに住み込みの場合は、半数以上の者が自分の時間は１～２時間どまりになつている。

長時間労働改善の動き 最近の新規学校卒業者の求人難は、中小企業、ことに商業における年少者の長時間労働改善の方向に拍車をかけ、使用者の認識を改めるよい機会となつている。例えば、集団求人の場合、労働条件をはじめ休日や賃金基準等に対する職業安定機関の強い指導が打ち出されており、東京都の場合など、条件の劣悪な集団求人は受けつけない方針さえとつている。

一方、雇用主の側でも商店街等を中心に、夜間一斉閉店制を実施する動きが、各地でみられ、36年４月10日までに労働基準局で把握した分だけでも、全県下の商店街が一斉に９時には閉店しているもの７県（宮城、千葉、石川、山梨、兵庫、広島、山口）その他県内のいくつかの中心地で一斉閉店制が実施されているもの13府県、計20府県に及んでいる。なお、この一斉閉店制には、21万４千事業場が参加しており、ここに働く労働者は46万人を数える。

商店等の一せい週休制 休日についても、規模の大きい事業場の場合は殆んど完全に週休制を実施しているが、従来休日回数の少なかった商業においても、昭和33年以来、労働省が「全産業週休制の確立」をめざして、強力に指導してきた結果、地域団体や業種団体で協定した一せい週休制が急速に、全国的に普及している（第９表参照）。すでに、昭和35年末には、1万３千余の団体が一せい週休制を実施し、これに参加している

第9表 商店等の一せいで休体制実施状況

区 分	実施団体数	実施事業場数	労働者数
昭和33年12月現在	4,933	372,453	872千人
34年12月現在	8,212	532,479	1.287
35年12月現在	13,425	765,650	1.971

(労働基準局調)

事業場77万、労働者、約200万人を数えるに至つた。なお、これらのうち

完全一せいで休体制の適用される労働者 502千人 (25.5%)

月3日一せいで他の日交替のもの 79 (4.0)

月2日一せいで他の日交替のもの 705 (35.8)

月1日一せいで他の日交替のもの 684 (34.7)

となつてゐる。

(2) 賃 金

昭和35年は、我が国の勤労者の賃金水準は、前年にひきつづき大幅に上昇したが、ことに、年少労働者の場合、若年層の労働力不足や、最低賃金制の実施等により、一層この傾向に著しいものがあつた。以下、この実状を、労働省が毎年実施している賃金構造基本調査¹⁾、労災特別調査²⁾、新規学校卒業者の初任給調査³⁾等に基づいて記述する。

注 1) 賃金構造基本調査、企業規模10人以上の事業場について、層別二段抽出法(事業場—労働者)により毎年4月に実施するもの

2) 労災特別調査、企業規模1～4人の事業場について、毎年7月に抽出法により実施するもの

3) 新規学校卒業者の初任給調査、新規学卒就職者の5月分税込賃金月額について抽出調査するもの

小企業ほど高い賃金上昇率 従業員10人以上の企業に働く18才未満の者の平均賃金は、35年4月には6721円と、前年(6016円)の約12%近い上昇を示している。この上昇率は、企業規模が小さくなるほど、また一般に男子より女子年少労働者の方が高くなっている。いま一つの特徴は、従業員1000人以上を数える大企業においては、年少労働者(ことに男子)の賃金上昇率は他の年令層に比べても著しく低率であるのに対し、それ以下の企業では、他のいずれの年令階層よりも年少者の賃金上昇率の大きか

第10表 製造業における年令別対前年賃金上昇率(35年/34年)

(%)

区 分	⁽¹⁾ 1000人以上		⁽¹⁾ 100～999人		⁽¹⁾ 10～99人		⁽²⁾ 1～4人	
	男	女	男	女	男	女	男	女
18才未満	1.3	7.8	10.6	15.0	13.9	18.3	25.9	25.8
18～19	8.8	12.6	12.9	14.4	12.8	14.0	18.1	19.6
20～24	9.1	7.5	9.2	10.4	10.5	12.4	14.0	14.0
25～29	7.1	2.7	7.9	7.3	9.8	9.8		
30～34	8.8	2.4	8.4	7.9	6.2	10.7	10.7	14.8
35～39	10.5		8.9		7.8			
40～49	11.2	0.2	8.8	7.3	7.8	10.4	6.0	17.1
50才以上	8.9		8.4		8.2		8.0	20.0

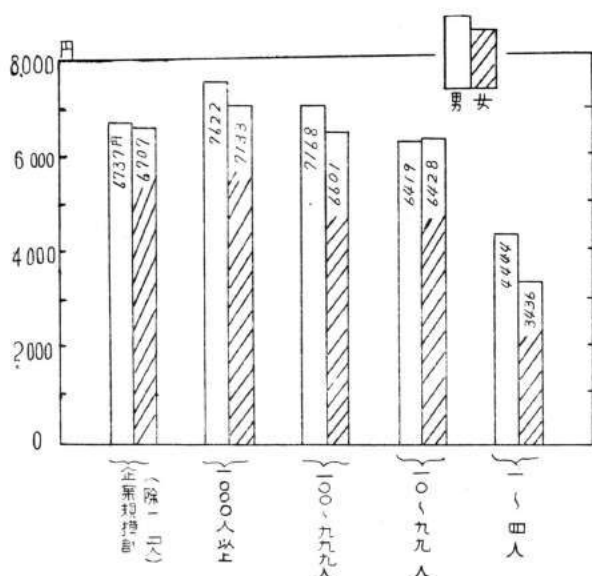
注 1) 賃金構造基本調査(34,35年4月)より算出。ただし、労務者賃金のみ

2) 労災特別調査(34,35年7月)より算出

資料出所 労働省「昭和35年労働経済の分析」

つたことである。このため、年少労働者の企業規模による賃金格差は、前年よりも、更に著しく縮まり、平均賃金についてみても、従業員1000人以上の大企業(7260円)と10～99人の中小企業(6422円)の間の差は、わずか840円となつている。ちなみに、33年には、約1400円、34年には、1200円の格差が認められた。

また、男女間の賃金格差も、大企業では、やはり男子年少者の方が高い



第16図 企業規模別18才未満の1人平均月間きまつて支給される現金給与額

(「賃金構造基本調査, 35年4月」「労災特別調査, 35年7月」)

が、従業員10人～99人の企業では、逆にごくわずかながら、女子の平均賃金の方が上回わり、従つて全体的には、両者の間の差は殆んどなくなつた。ただし、35年7月についてみた従業員1～4人の企業では、現金給与についてみると、男女あわせて平均4003円、しかも1000円以上の男女差がみられることが目をひく(第16図参照)。

このような年少労働者の賃金の著しい上昇傾向は、わが国の賃金構造全体に対して影響するところはきわめて大きい⁴⁾が、そもそもこうした傾向は、新規中学校卒業者の不足からくる初任給賃金の引きあげに起因するものであつた。

注 4) 35年の労働白書でも、若年層の賃金上昇は、企業規模別、格差をちぢめ、年齢による格差の伸びを止める傾向にあることが指摘されている

等11表 中学校卒業者の男女別平均初任給賃金（通勤）
（昭和35年3月卒業）

（円）

区 分	男				女			
	規模計	500人 以上	499～ 100人	99～ 15人	規模計	500人 以上	499～ 100人	99～ 15人
産 業 計	5910 (15.0)	6430 (11.5)	6130 (14.2)	5800 (15.1)	5590 (17.6)	6430 (12.2)	5900 (17.0)	5420 (17.8)
製 造 業	6020	6470	6140	5930	5680	6450	5890	5530
商 業	5580	6480	6250	5490	5190	6370	5980	5070

注 1) 平均は中位値による

2) ()内の数字は対前年増加率(%)

資料出所 労働省「学校卒業者の初任給調査」

中卒者の初任給の上昇 35年3月に中学校を卒業して、従業員15人以上の事業場に雇用された者について、その平均初任給をみると、男子5900円、女子5600円と、それぞれ前年より15%、18%の上昇を示し、両者に格差は一そう近づいた。また、事業場規模別にみても、中小企業における上昇率の方が大企業に比して、男女とも高くなっていることから年少労働者の賃金が規模別賃金格差の解消に影響を与えていることがうかがえる（第11表参照）。なお、中卒者の初任給の上昇率は、高卒（男子10%、女子6%）や大学卒（男子7%、女子13%）の場合よりも高くなっており、高卒者との賃金差をわずかながら縮小している。

住み込みの初任給（従業員15人未満）については、同じ調査によると、平均男子2660円、女子2390円となつている。ただし、製造業と商業を比較すると

製 造 業	男 子	2730円	女 子	2680円
商業（卸小売）	〃	2950円	〃	2800円

と、それぞれ商業の方が高賃金になつているが、通勤の場合は、従業員10人以上の事業場では、両者の差は少なく、15人～99人の中規模の事業場では、かえつて製造業の方が高い初任給を出している（前掲第11表参照）。

ただし、こうした傾向は、全国平均値についてのもので、地域によつては、全く逆の現象がみられることは言うまでもない。

最低賃金制の普及 昭和34年4月に最低賃金法が制定されて以来、業者間協定のに基づく最低賃金の決定は、急速に普及している。決定件数についてみても、34年12月までに48件、翌35年12月には254件、そして36年4月には、349件（うち、廃止されたもの12件を含む⁵⁾）の決定をみている。このように最低賃金制が普及することによつて、年少労働者の賃金の安定がはかられつつあるが、更にその金額の面でも漸次上昇の傾向がみられる。すなわち、第12表に示すように、35年には日額200円以下のものが37%ほどみられたのに、1年後には17%に減少し、逆に240円以上に決定されたものが、7%から17%と大きく増加している。

第12表 業者間協定に基づく最低賃金（法第9条）の金額別分布状況

区 分	計	160～ 179円	180～ 199円	200～ 219円	220～ 239円	240円 以上
35年3月	100% (82件)	12.2	24.4	40.2	15.9	7.3
36年3月	100% (300件)	4.0	13.0	43.3	23.0	16.7

注 金額は雇入れの後一定期間（1年未満）経過した場合のもの

5. 年少労働者の保護と産業災害

（1）労働基準法に基づく監督業務

最も多い労働時間の違反 労働基準法は、年少労働者の特質に鑑みその就業について、使用できる最低年令、労働時間や休日、深夜業、危険有害業務の就業等に特別の制限規定を設け、これを保護している。全国

注 5) 36年4月15日現在実施中のもの337（うち工業314）件
参加使用者数3万9千、適用労働者70万人（労働基準局調）

337 の労働基準監督署では、こうした法の精神が充分まもられるよう、常に事業場の監督業務を実施しているが、このうち定期監督の結果だけでも、昭和35年1月～6月の6ヵ月間に、約8万5千件の年少労働に関係のある違反が見出だされている。これら違反の90%は監督を受けた事業場数

第13表 労働基準法に基づく定期監督実施状況
(昭和35年1月～6月)

監 督 実 施 事 業 場 数	違反事業 場 数	左のうち年少労働者に関係のある違反事業場数						
		* 計	最低年 令	労働時 間	休 日	深夜業	危険有害* 業務の就 業制限	* 抗内労働 の禁止
全産業 63,607	37,977	8,520	135	4,780	2,772	546	272	15
(工業)(39,683)	(23,740)	(7,411)	(44)	(4,377)	(2,354)	(491)	(144)	(1)
(商業)(1,709)	(1,194)	(324)	(83)	(102)	(126)	(10)	(3)	

()内は内数を示す。 * 印は成年女子の件数を含む

資料出所 労働省「監督業務実施状況」

も多く、また多数の年少者が就労している工業関係の事業場で摘発されている。違反の内容については、労働時間と休日に関するものが最も多く、年少者関係の違反事由の約85%は、このいずれかで占められている。このほか、深夜業や危険有害業務に年少者が働いていたケースも相当みられる(第13表参照)。

事業場において、労働基準法の規定に違反する事実があるときは、労働者はこれを行政官庁または労働基準監督官に申告することができるが、35年1月～6月までに、この種の申告は1万3千件を超えている。申告事由の約50%は賃金の不払、遅払に関するもの(この中には年少労働者も含まれているが、詳細は明らかでない)であるが、このほか、特に年少労働者の労働時間、休日、深夜業、あるいは最低年令未満の児童の使用等に関す

注 1) 昭和35年1月～6月に監督を実施たし事業場は、定期監督63,608, 申告監督9361, 再監督13,755, その他の監督32,031計118,754事業場となっている。

る申告が、あわせて922件ほどみられる（第14表参照）。労働基準局では、これら申告のあつた事業場について、監督を行なつて²⁾いるが、その結果約80%のものは、違反の事実が認められている。

第14表 労働基準法に基づく申告状況
(昭和35年1月～6月)

申告事業場				年少労働者に関係のある主要申告事項				
計	1～9人	10～99人	100以上	計	最低年令	年少者の労働時間	年少者の休日	年少者の深夜業
1,3137	6,676	5,638	823	922	17	587	215	103

(労働省、監督業務実施状況より)

このように、監督の結果、各種の違反の事実がみられた場合、監督署では、再監督を実施してその是正状況を確認しているが、大企業に比べ、小企業の場合は、是正されていないケースが多い。例えば、35年1月～3月までに行なわれた再監督の結果、全く是正されていなかったものが、従業員100人以上の事業場で、13%ほどみられたのに対し、10人未満の事業場では34%と高率になつている（監督対象は100人以上489事業場、10人未満2344事業場）。

(2) 産業災害

年少者の産業災害 年少労働者が産業上の災害によつて、休業8日以上2万件を超すにわたる重傷を受けた件数は、昭和35年1年間に2万671件にのぼつている。この中には、死亡したものが193人含まれている。年少者の産業災害は、昭和32年に一時頂点に達し、2万を超える死傷件数を出したが、35年の死傷件数は、更にこれを600件も上回つて、最高に達している（第17図参照）。ただし発生件数率³⁾については、32年には、年

注 2) 申告された事業場の約70%が監督を受けている。

3) 発生件数率(千人率) = 死傷件数 ÷ 労働基準法適用事業場年少労働者数 × 1,000

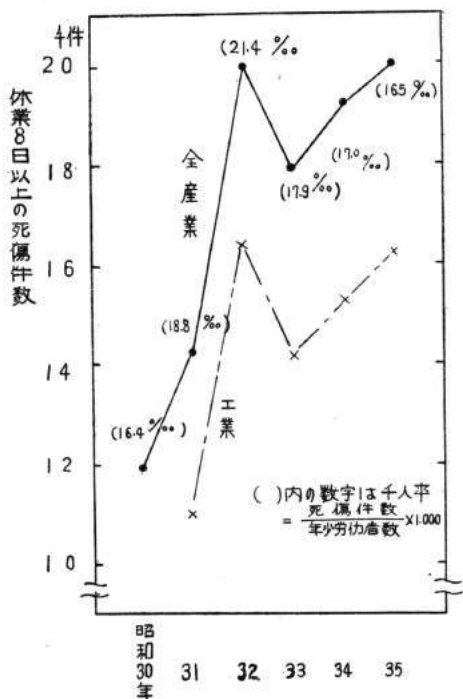
少労働者1,000人について21.4件に達していたものが、年々減少し、35年には、16.5件の割合になつている。ちなみに、同年の成人一般(年少者も含む)の休業8日以上(以下略)の死傷災害の発生状況は46万8千件、発生率24.7‰と、実数のうえでは前年(43万5千件)より増大しているが、発生率は、わずかながら低下している。

産業別にみると、年少労働者の大部分が就労している工業部門の災害が最も多いが、発生率についてみると、貨物取扱業、鉱業、建設業等は最も危険率が高く年少労働者1000人について、80~100件の割合で災害が発生している(第15表参照)。

第15表 年少労働者の産業別死傷災害発生状況 (昭和35年1月~12月)

区 分			休業8日以上(以下略)の死傷件数(うち死亡)		発生率(千人率)
計			20,671	(193)	16.5
工 業	業	業	16,235	(62)	18.6
			287	(6)	94.5
建 設	業	業	1,940	(61)	82.5
			677	(19)	28.8
貨 物 取 扱	業	業	354	(8)	101.8
			322	(9)	37.1
農 林 漁 業	業	業	856	(28)	2.7

(労働基準局調)



第17図 18才未満の産業別死傷災害発生件数(推移) (労働基準局)

6. 教 育 と 訓 練

(1) 勤労青少年教育の現状

現在、勤労青少年のために用意されている教育機関には、定時制高校、高等学校別科、高等学校通信教育、各種学校、社会通信教育、青年学級のほか、職業訓練機関として公共職業訓練所、事業内職業訓練所(次節参照)等がある。しかし、文部省の調査によると、中学校卒業後就職している者のうち、その後の5年間に上記のいずれかの教育機関(ただし青年学級を除く)に在籍したことのある者は30%¹⁾足らずで、残り70%の者は何んら教育の機会を持たないまま成人していることが明らかにされている。しかもこれら教育機関に在籍していない者の半数以上(53%)は就学(全日制高校を除く)を希望しているという。

しかし、近年高等学校(全日制)への進学率が年を追って高まっている反面、勤労青少年で教育機関に参加する者の比率はかえって年々減する傾向さえみられる(第16表参照)。

第16表 15才～17才青少年の教育機関在籍率の推移 (%)

区 分	昭和30年	31年	32年	33年	34年
15～17才人口()内 は10月1日現在の実数	100 (5069千人)	100 (5334千人)	100 (5746千人)	100 (5879千人)	100 (5891千人)
全 日 制 高 校	40.2	40.2	40.8	42.7	45.1
定時制高校、高校通信 教育	8.7	8.3	7.9	7.7	7.6
各 種 学 校	6.1	5.9	5.8	6.0	6.2
その他(青年学級、公 共・事業内職業訓練)	7.7	7.1	5.8	5.3	4.7
教育と受けていない者	37.4	38.5	39.7	38.3	36.4

注 1) 文部省「進みゆく社会の青少年教育」(昭和35年11月)

15才～17才の勤労青少年（一部無職を含む）で、現在定時制高校をはじめ前記の各教育機関に籍をおくものは同調査によると109万人（当該年令人口の18.5%）と推定されているが、これに対し、教育を受けていない者は約2倍の214万人（同36.4%）を数える現状である。

定時制高等学校

先ず定時制高等学校についてみると、現在15才～17才の年少者は約43万人ほど在籍しているが、中学を卒業して就業しながら定時制に進む者の比率をみると、昭和30年には卒業生の3.9%ほどであつたものが、年々減少して35年の定時制進学者はわずか2.6%となつている。定時制高校には、主として都市に設けられている夜間制のもの、農閑期を利用して開校される昼間制のもの、および昼夜間制のものがあり、その生徒数の構成比は、それぞれ、71%：27%：2%（35年度）となつている。これらのうち、生徒数の減少は、農村に多い昼間制、²⁾昼夜間制に特に著しく、最近の農村青少年の都会への流出をここにも強く反映している。

また、課程別にみると、産業界の要請を反映してここ数年来職業教育に直結した工業、商業課程に学ぶ生徒が年々増加しているが、それでも35年度（夜間のみ）についてみると、

普通課程	63%,
商業課程	17%
工業課程	16%
農業課程	3%
家庭課程	1%
計	100%

となつて、依然として、職業教育よりも、普通課程に大きな割合が占められている。

注 2) 昭和28年度の生徒数を100とした場合、35年度の生徒数は、夜間、昼間、昼夜間それぞれ96%、83%、59%に減少している。

高等学校別課 高等学校別科は、高等学校の正規の課程では長すぎ

高等学校通信教育 るという青少年のために1～2年の短期間に特別の技能教育を施すことを目的としている。しかし、ここに籍をおく青少年は著しく減少しており、昭和35年度には全国で約9千人と、10年前の40%に落ちている。課程別にみると、約半数は家庭科に在籍する農村の女子で占められているが、普通科、農業、工業、商業等にもそれぞれ約10%程度の者が就学している。ただし、ここ数年の間に在籍者は工業科でわずかながら増加したことを除けば、他の学科はすべて生徒数は $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{3}$ になつている。

高等学校通信教育を実施している学校は全国70校、受講生6万5千人(35年度)を数える。このうち15才～17才の年少者は約30%、1万8千人程度あるものと推定される。定時制や別科の在籍者が減つている反面、通信教育の受講生は年々増加し、過去10年間の間に約3.5倍ほどになつている。

各種学校 高等学校、大学等に在籍していない青少年をおもな対象として一般教養や職業技能教育を実施している各種学校は、昭和35年度には、全国で8千校、生徒数123万人を数え、25年当時に比べると、学校数で2倍、生徒数で3倍の増加を示している。このうち、15才～17才の年少者は、約30%、36万5千人と推定されている。

各種学校の課程はきわめて多種で、またその修業年限等も2～3カ月のものから2年3年に及ぶものまでいろいろである。その主なものと、年少者の在籍状況は次のとおりである：

工業・電気通信	11千人
自動車運転・整備	17
商業・珠算・簿記	47
看護婦・助産婦	5
家庭・洋裁・和裁	197
あみ物手芸・料理	

一般教養・語学	41
その他	47
計	365

青年学級 各市町村の教育委員会、公民館、小中学校等が主体とな
社会通信教育 つて実施している青年学級は、35年3月末に約1万4千
学級、学級生数80万人（うち18才未満の者は24%、19万人）を数える。³⁾こ
れら学級生の65.5%は、農業に従事する者で、このほか工業従事者8.3%、
商業従事者9.3%、その他16.8%となつている。このように、青年学級は
特に農村において多く利用されていたが、最近農村から流出する青少年が
増えていることも一因となつて、学級生は毎年減少している。なお、学習
内容についてみると、次のようになつている。

一般教養を主とする学級	32%
職業を主とする学級	31%
家事を主とする学級	11%
職業と家事を合せて主要課目とする学級	21%
その他	5%

社会通信教育は、現在全国で16団体が実施し、電気、ラジオ・テレビ、
採鉱や金、簿記、孔版、英語、洋裁等の各分野にわたつて開設されてい
る。受講生は約26万人、このうち15才～17才の者が15%程度含まれている。
教育期間は課程によつて異なる。社会通信教育は、他の教育機関を利用す
ることのできない地方の青少年教育に特に資するところがあり、生徒数も
年々増加している。

（2）職業訓練

技能労働者の不足 最近の労働市場において、若年労働力の不足とともに技能
労働者や技術者の不足は大きな問題になつている。特に金

注 3) 文部省「社会教育の現状」1960

属機械産業を中心とする急激な生産拡大の結果、製造業における技能者の不足は著しく、ことに中小企業の場合は、ある程度設備の合理化がすすんでも、やはり熟練工に依存する度合いが大きく、すぐ役に立つ技能工の需要が高い。

年少者の側についてみても、今後生産手段がますます機械化されていくに従つて、一方では労働者の作業はいよいよ単純化されていくとともに、他方新しい機械を使いこなすことのできる十分な基礎教育と技能を有する労働者の需要が高まつていく折から、将来の職業生活のためにも、有効な職業訓練を受けることが重要となる。公共職業訓練、および事業内職業訓練は、こうした要請にもとづいて、年々その内容を充実し、昭和¹⁶35年4月には、職業訓練に関する調査研究、指導員の訓練等を実施する中央職業訓練所も設置された。

公共職業訓練 職業訓練の進展状況をまず公共職業訓練についてみると、35年度には訓練所数、収容人員とも前年度に比べ更に増加拡充され、一般職業訓練所、身体障害者職業訓練所、総合職業訓練所あわせて323カ所、訓練人員5万7千人と前年度よりも、19カ所、約5千人の増加を示している。更に36年度には344カ所6万1千人の訓練生の入所が予定されている。なお詳しくは次のとおりである（36年度）。

区 分	訓練所数	定 員	対34年度増加分	
			訓練所数	定 員
○一般職業訓練所（一般、定時制、駐留軍、炭鉱に別れ、基礎的な技能訓練を主眼とする。設置者は都道府県）	294	42,970	36	1,760
○身体障害者職業訓練所（設置者は国）	8	1,180	0	30
○総合職業訓練所（専門的、比較的高度の技能訓練を主眼とする。設置者は労働福祉事業団）	42	7,065	4	7,955
計	344	61,215	40	9,745

（職業訓練局）

このように、この2年間に比較的高度な専門的
第17表 公共職業訓練主要種目訓練生定員
(36年度)

種 目	定 員	対34年度増減(△)
自動車整備	7,145	1,265
機械	5,390	1,115
溶接	5,396	690
木工	4,335	605
板金	2,940	995
ブロック建築	2,840	△ 540
経理事務	2,850	△ 155
塗装	2,690	1,110
電気機器	2,650	1,155
電工	2,645	1,235
建築大工	2,590	0
洋裁	2,390	△ 210
総 数	61,215	9,745

(職業訓練局)

かるように機械、弱電、強電、塗装等の強化が目だつ。なお、訓練生中に占める年少者の割合には約半数程度(34年度、48.9%)とみられる。

事業内職業訓練 次に事業内職業訓練についてみると、昭和35年4月末現在の実施状況は、

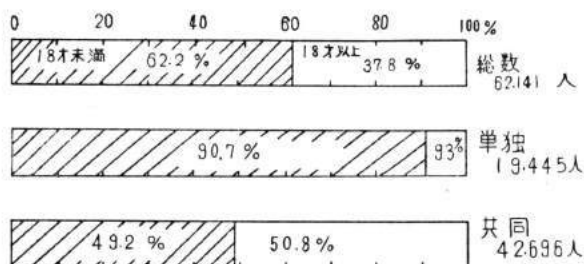
単独職業訓練 320 事業場 訓練生 19,445人

共同職業訓練 514 団 体 (34,513事業場) 42,696人

で、前年度より単独職業訓練では60カ所、約3,600人、共同職業訓練では47団体、3,800人の増加を示している。単独職業訓練は、比較的大規模な事業場がその従業員に対して実施するもので、実施事業場の約80%は従業員300人以上の事業場となつている。これに対して、共同職業訓練は、そ

の95%までが30人未満の事業場である。訓練種目についてみても単独の場合は、機械工、仕上工、電路工、鋳物工等の養成に重点がおかれているのに対し、共同の場合は、建築大工、洋服工、洋裁工、左官、家具工、建具工等の養成が盛んなのが特徴的である。

なお、事業内職業訓練の訓練生中年少者の占める割合は前年度とほとんど変わりなく、単独訓練では90%、共同訓練では50%弱となっている。



第18図 事業内職業訓練生の中の年少者（35年度）
（職業訓練局調）

このように、公共職業訓練、事業内職業訓練とも、漸次内容規模ともに充実されているが、そこに参加している年少者は両者合わせても7万人で、働く年少者（225万）のわずか3%に相当するにすぎない現状である。

7. 年少労働者の福祉

すでに年少労働者の労働条件、その保護状況、および教育と訓練の現状について述べたが、これら働く年少者を囲む諸般の状況を一層充実し、その職業生活全般の向上をはかるために、現在多くの福祉活動がすすめられている。ことに従来この種の配慮まで手のまわらなかつた中小企業においては、昨今の年少労働者の求人難対策としての要請もあつて、ようやくその必要性が一般に認識され、福祉増進のための努力が払われるようになってきている。

しかし、そこには、おのずから大企業のそれとは、質的にも、また方法の面でも多くの相違点を持ち、ことに中小企業の経済的制約からくる限界もあつて、今後のよりよい方向づけを必要としており、現段階が決して満足すべきものでないことは言をまたない。以下福祉施設の設置状況および年少労働者福祉員の活動状況を中心に、主として中小企業における年少労働者のための福祉活動の現況をのべる。

(1) 福祉施設

勤働青少年ホーム

中小企業に働く年少者の総合的な憩いの場として、国の補助を受けて地方公共団体が設置する勤働青少年ホームは、府県立のもの2カ所（愛知、大阪）市立のもの2カ所（八幡大阪）計4カ所が開設されている。これらの施設はいずれも延建坪800～1700平方米、近代的な設備をもつ講堂、集会室、娯楽室、相談室、図書室等を備え、年少者の教育訓練、教養娯楽および健全な交友の場として、また、ときには職場に不適應をきたした年少者の相談機関として十分な機能を果たすよう配慮されている。各勤働青少年ホームとも常時年少労働者の

ために開放され、各種の講演会、講習会、あるいは映画や音楽の観賞会、読書会、グループのつどい等が行なわれ、毎月延数千人の年少者に利用されている。

青年の家とユースホステル 青年の家は、青少年の野外活動や団体宿泊訓練を行なう健全な憩いの場として設置されたもので、国の補助を受けて地方公共団体が設置運営しているが、この種のもは、現在全国で70カ所を数え、36年度には、更に12カ所の建設が予定されている。また、東富士山麓に設置された国立中央青年の家は、これら地方青年の家のセンターとして、とくに青少年団体の指導者の養成をするために設けられたもので、約13万平方米の土地に総合運動場をはじめ、各種の体育施設、講堂、宿泊所等が完備している。

一方、ユースホステルは第一次世界大戦前のドイツに発生したワンダーフォーゲル（渡り鳥運動）を母体として生れた宿泊施設で、内外の青少年のために旅を通じて自然に親しむ機会を与えることを目的としているため日光、軽井沢、京都等観光地を中心に建設されている。現在、全国に公営のユースホステルは26カ所、36年度には更に9カ所が建設される予定である。また、これら各地のユースホステル網の中核となる機関として、国立ユースホステル・センターが滋賀県大津市に建設されている。これは宿泊施設のほか、集会室、図書室、研究室等も備え、ここではユースホステルに関する各種の調査研究等も行なわれることになっている。

その他の公営施設 このほか、国の補助を受けて建設される下記の各施設も、勤労青少年の利用に供されている。

農村青年研修館（13カ所）

農村青少年の短期研修

農山漁村建設青年研修施設（721カ所）

農山漁村青年の技術研修

国民宿舎（52カ所）

国民のレクリエーション施設、た

だし国民年金、厚生年金による。

また、各地方公共団体では、家族のもとを離れて就職する年少者のための宿泊施設を各府県の中心地や東京あるいは大阪等に建てており（婦人少年局で把握したもの 30 カ所）、これらの施設の多くは、集会室、図書室等の設備を備えている。このほか、余暇善用施設として、いこいの家や青少年ホーム、会館、あるいは野外活動のためのキャンプ場等も地方公共団体が中心になつて建設してはいるが（いこいの家等の集会施設20カ所、キャンプ場、スキー場等 10 カ所ほどが把握されている）、まだまだ、年少者がいつでも安直に利用するためには十分とはいえない。

更に最近では、中小企業団体や篤志家、ごくまれには働く青少年の団体等も中心になつて、この種の会館や集会場を設ける動きが盛んになつており（全国約40カ所）比較的教育訓練の機会に恵まれることの少ない商店等の年少者に各種の講座やおけいこごと、レクリエーション等の場を提供している。また、いくつかの中小企業団体では、共同給食を実施し、効果をあげている（10カ所）。これらは、いずれも個々の中小企業では手の回りがねることを、共同でやつていこうとしているのが特色である。

（2）年少労働者福祉員の活動状況

商店会等の中小企業団体が傘下の事業場に働く年少者の協同の福祉をすすめるために、年少労働者福祉員制度を採り入れてからすでに3年余りを経過したが、この間、約3000の中小企業団体が福祉員を選出している。これら選出された福祉員は、36年5月現在、5,011 人に達し、それぞれの団体の実状に添つた福祉活動をすすめており、更に効果を高めるために年少労働者福祉員連絡協議会を結成する動きも盛んになつている。なお、最近の福祉員活動のうちから、主な事例を次に例示する¹⁾

（i）教育訓練に関すること

注 1) 出所「年少労働者福祉員活動事例集（第1集）」36年5月労働省婦人少年局

イ 店員学級，青年学級等の開設。市，区の教育委員会，社会教育課
商工課，児童課等に働きかけて学級の開設を実現させたもので，
運営費の一部を組合が負担している（東京，鹿児島，福岡）

ロ 店員養成講座，講習会。これは，商店会等が独自に講師を招へい
し，短期間に新入店員の職業訓練，接客その他の実務訓練を実施
するものと，長期間にわたつて珠算，簿記，あるいは生花，お茶，
洋裁等のおけいこごとの講座を設けているものがあり，いずれ
も多くの福祉員の努力によつて各地で開設されている（例，東京，
富山，京都，大阪，熊本）。

(ii) 図書の貸出。商店会の会館，事務所等に年少者が自由に使用できる
図書室を設けるもののほか，

イ 組合員から図書の寄贈をつつて，文庫をつくり，日曜日を貸出
日とし，商店会婦人部がその世話にあたっているもの（東京，大
阪）

ロ 組合員の住所が隣接しあっているのを利用して回覧文庫を開設し
たもの（大阪）

ハ 公立図書館に相談し，閲覧，貸出あるいは読書指導等に関する協
力を得ている団体もある（鹿児島）

(iii) レクリエーション。年少労働者の健全な余暇生活のために各種のレ
クリエーションの機会を設けることは，比較的容易でかつ親しみ
易いことから多くの福祉員によつて実施されているが，その主な
ものとしては，

イ ハイキング，バス旅行，一泊旅行

ロ 野球大会，卓球大会

ハ 音楽会（ハワイアン音楽など軽いもの）

ニ 映画観賞会

ホ 民謡踊りの講習会

へ その他のつどいや懇談会……………

等をあげることができる。

(iv) 福祉施設の設置

イ 憩いの家の建設。福祉員が個人で会議室、応接室、相談室、和室炊事場、風呂場、卓球室、膳写室等を備えた施設を年少者のいこいの家として開放したもの（長崎）

ロ 海の家の開設。海浜の温泉旅館と特別契約を結んで海の家を開設したもの（山形）、民家を借りて、商店会の海の家とし、店主と従業員の親睦の場としたもの（熊本）などがある。

(v) 年少労働者のグループ活動の促進と援助。年少労働者福祉員の努力により、青森県の「八戸根つ子の会」、愛媛の「あめんぼう会」等いくつかの年少労働者のグループが誕生し、活動をすすめている。

(vi) その他

イ 年少者の一人一人に手紙を出して啓発活動をしているもの（千葉）

ロ 奨学資金制度の実施。ロータリークラブの協力を得て夜間高校生12名に毎月500円あての奨学金を出しているもの（鹿児島）

このほかにも、週休制や最低賃金協定など基本的な労務管理の向上のために多くの努力が払われており、年少労働者福祉員の活動はますます活発になろうとしている。

(3) 長欠就労者対策

義務教育課程にある児童、生徒で学校を長期にわたって欠席し、就労している者の保護については、その問題の特殊性にかんがみ、昭和33年5月から婦人少年室協助員を中心とするケース・ワークを実施して、その就労排除と復学への方向づけに努力している。

現在、大勢としては小中学校の長期欠席者は年々減少しており(第19図)

昭和34年4月から35年3月までの1年間に、通算して50日以上学校を欠席したものは、

小学校

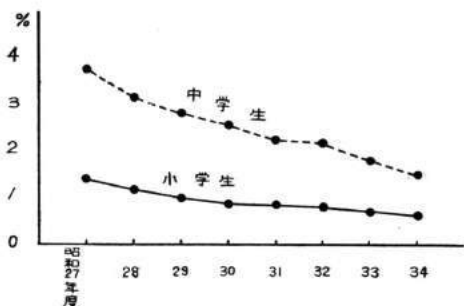
86,315人

(在席者の0.65%)

中学校

77,523人

(〃 1.55%)



第19図 小中学校の長欠率の推移

注) 1年間通算50日以上学校を欠席した者の百分比を示す。(文部統計速報No.93より)

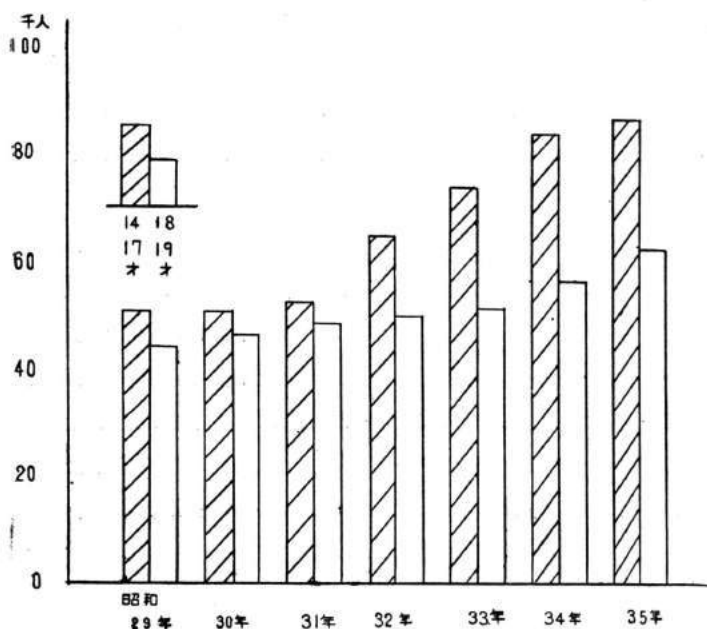
となつている。この中には
疾病や学校ざらい等本人の

事情によるものと、貧困や家族の無理解など家庭の事情によるものが含まれているが、昭和33年度の調査によると小学校の場合は、長欠者の約30%中学校では約50%がそれぞれ家庭の事情による長欠者であつた。しかし、経済事情も一般に好況に向かつている今日、この割合は更に低下しているとみることができる。

それでも、婦人少年室協助員によるケース・ワークが始められてから35年12月末までの2年半の間に手がけられたケースは428件、このうち240件が一応ケース・ワークの終結をみている。この中には、学校へ復学したものの、復学の見通しのついたもののほか、養護施設や少年院等に収容されたものの、学校を休んで就労していた期間があまりにも長すぎたため年令も15才を超えてしまつていてケース・ワークを中止したもの等も若干含まれている。なお、その他の者については更にケース・ワークが続けられている。

8. 少 年 非 行

少年犯罪の増加と凶悪化 最近の少年犯罪（14才～20才未満）は年々増加の一途をたどり、昭和35年1年間に刑法犯被疑者として検挙された者は戦後最高の14万8千人にのぼっている。ことに、最近の傾向としては、18才以上の少年犯罪者より、14才～17才の低年齢者の犯罪が増えており、少年犯罪の約60%はこの年齢層の者で占められている（第20図）。



第20図 少年刑法犯被検挙者数の推移（警察庁）

また、成人を含めて全刑法犯検挙者中に占める少年の割合も年々増加しており、昭和30年には17%であつたものが35年には26%に達している。このことから少年犯罪がいかに急激に増加しているのかがうることができる。

第18表 罪種別少年犯罪者（14才～19才）検挙状況

昭和35年

区 分		被 検 挙 少 年	対前年増減(△)
計		147,899 (100%)	8,281
凶 悪 犯		7,504 (5.1)	△ 180
殺 人		423 (0.3)	8
強 姦		4,232 (2.9)	△ 298
放 火		203 (0.1)	14
強 盗		2,646 (1.8)	96
窃 盗		68,779 (46.5)	4,332
粗 暴 犯		40,364 (27.3)	△ 487
暴 行		10,197 (6.9)	△ 374
傷 害		15,674 (10.6)	△ 331
脅 迫		847 (0.6)	51
恐 喝		13,646 (9.2)	167
風 俗 犯		1,251 (0.8)	121
賭 博		263 (0.2)	80
わ い せ つ		988 (0.6)	41
そ の 他 の 刑 法 犯		30,001 (20.3)	4,495

(警察庁調)

罪種別にみると、特に目立つのは窃盗犯(47%)、粗暴犯(27%)であるが、強盗、殺人、放火等の凶悪な罪を犯かす者も年々増加しており、ことに14才～17才の年令層にこの傾向が著しい。強姦、わいせつ等の性犯も犯罪者数のうえでは、全少年犯罪の数パーセントを占めるにすぎないが、この種の犯罪は最近特に少年に多くなつて、全体の50%前後は20才未満の者によつて行なわれている実状である。

なお、これら検挙された少年の半数は職業についている者で占められている。

このような少年犯罪増大の背後には、マス・コミの影響、青少年の身体的早熟、道德教育の欠かん等多くの問題が複雑に混りあっているが、ことに最近の消費ブーム、レジャーブームは年少者に与える刺激も強く、経済力の伴わない年少者はややもすれば欲求不満におちいり易い。その結果が前後の見境もなく窃盗、強盗という近道を選び、ありあまる体力の正常なはけ口を見出せずに粗暴な振舞いによつて自からを英雄視して得意になる。このように青少年を犯罪行動へかりたてる要因は周囲にも、また青少年自身のうちにも充満しているのであるから、ここから年少者を護るためにはどうしても先にも述べた各種の福祉活動が強く要望されてくる。

次にく犯少年についてみると昭和35年1年間に84万3千人の

く犯少年

少年(14才～20才未満)が罪を犯すおそれのある者として補導されているが、こうした犯罪行動の早期発見と補導が少年犯罪防止のために特に重要なことは言うまでもない。警察庁では、昭和35年8月にこれらく犯少年として補導された少年のうち約2万2千人¹⁾について、少年非行¹⁾に関係の深い飲酒、喫煙の実態を調査しているが、これによると非行少年がはじめて飲酒、喫煙の経験をするのは15才～17才が全体の70%を占めている。しかもその動機は喫煙の場合は50%が自発的に吸いはじめるのに対し、飲酒は成人(保護者を含む)にすすめられた者が約半数(46%)、友人その他未成年の者にすすめられた者が23%と、大半は他人からすすめられて次第に習慣化していく。そして補導された時には半数近くの者がこづかいの2～3割程度を酒代、タバコ代に支出していた。また中には毎月酒代だけで5～6千円を支出している者も若干あり、経済的な破たんから非行に転ずる危険を多くはらんでいる。

酒、タバコの年少者に与える害は単に生理的なものばかりでなく、精神

注1) 「補導された少年の実態」警察庁(官報資料版35年3月1日号)

的にも成人社会へのゆがんだ背のびの仕方なのであるから、成人が年少者を飲酒、喫煙にさそうようなことは厳にいましめねばならないが、更にこれら少年の酒、タバコの購入が黙認されている現状についても反省の必要がある。ちなみに、前記の調査によると、購入の際「だれが飲むのか」ときかれたことのあるものは酒、タバコとも3～4%、販売を拒否されたことのあるものは酒の場合1%足らずという実状であつた。

こうした一事からも、少年非行防止のためには、社会一般の注意深い協力が一層望まれるわけである。

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00738490